

令和3年度地域福祉推進公募配分金事業助成交付団体公募要項

社会福祉法人美馬市社会福祉協議会では、共同募金配分金を財源として、美馬市内で活動する非営利の団体（ボランティア・NPO・自治会等）に資金面での支援を行います。

1 助成対象事業

令和3年4月1日～令和4年3月1日までに美馬市内で実施する以下の事業を対象とします。

(1) 小地域たすけあい活動

- 例 ・地域住民の参加により高齢者や障害者が安心して暮らせるための活動
- ・独り暮らし高齢者の生きがい活動
- ・子どもたちへの読み聞かせ等子育て支援活動
- ・世代間交流事業
- ・文化伝承活動

(2) 各種ボランティア講座、体験プログラムの開発・実施

- 例 ・活動の理解者・協力者を増やすための講座の開催
- ・活動に住民や児童生徒を体験参加させる事業の実施

(3) 関係団体との連携事業

- 例 ・複数の住民団体が行う協働開催イベント
- ・関連団体のネットワーク化事業

(4) 当事者団体等の研修会や行事等

- 例 ・リーダー研修会
- ・当事者主体のイベント

(5) 人にやさしいまちづくり事業

- 例 ・福祉マップや環境マップ作成
- ・福祉情報誌の作成・発行
- ・まちづくりのための調査活動
- ・ボランティア団体等が行う防災・防犯活動

(6) 社会貢献活動

- 例 ・団体やグループが企画する住民向けのイベント

(7) 青少年を対象にした事業

- 例 ・青少年の体験活動

(8) その他本会が必要と認めた事業

2 除外事業

(1) 公的補填のある事業

(2) 他の補助金や助成金を受けている事業

(3) 収益事業及び収益に関する事業

(4) 自らの活動の成果を発表する事業及びこれに類似する事業

- (5) もっぱら海外支援を目的とする事業
- (6) 個人が行う事業や会員の互助目的の事業
- (7) 支出項目が人件費や光熱費等の団体運営費や整備備品費である事業
- (8) その他本会が不相当と判断する事業

3 助成金額

- (1) 1 団体につき 1 事業 10 万円を限度とします。
- (2) 同じ事業内容で継続した申請を行う場合 2 年目は 1 年目の半額以内としますが、事業内容、継続性を考慮し、審査会で決定します。3 年目以降についても審査会で決定する。

4 申込方法

所定の「地域福祉推進公募配分金事業助成交付申請書」に必要事項を記入の上、下記までお申込みください。申込は、来所または郵送で受け付けます。FAX やメールでのお申込みはご遠慮ください。

5 申込締切

令和 3 年 2 月 19 日（金）必着

6 対象事業実施期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 1 日まで

7 助成金交付時期

令和 3 年 3 月末までに交付先を決定し、交付決定後すみやかに決定金額を交付します。交付にあたり、「請求書」を提出してください。

8 事業報告

助成を受けた団体は、事業終了後 1 ヶ月以内、又は令和 4 年 3 月 5 日（金）までに「事業報告書」を提出してください。

9 助成金の返還

以下に該当すると判断したときは、助成金の金額、または一部の返還を求めます。

- (1) 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 実施要綱の規程に違反したとき

10 問い合わせ・申込先（申請書の請求先）

社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会

〒779-3610 美馬市脇町大字脇町1265-1

TEL 53-7432 FAX 53-6475